

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日A市所在の会社B工場（以下「会社」という。）に採用され、事務員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、死亡の原因：縊頸」となっている。

請求人によれば、被災者は就業当初から事務室に1人で残され、仕事を与えられず、デスク前の椅子に座って何もすることがないまま待機させられ、強いストレスを受けていたため改善を申し出てみたが、仕事を与えられない状況は変わらなかったため絶望し、死に至ったものであるという。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病又は悪化及びその後の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の付加的判断

(1) 被災者に発病した精神障害及びその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと診断し、その発病時期は平成〇年〇月頃と考えられ、当該症状が平成〇年〇月頃に悪化したものと判断するとの意見を述べている。また、C医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「中等度抑うつ状態は改善していなかった」と述べており、当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見のとおり、被災者の本件疾病は、平成〇年〇月頃に発病し、平成〇年〇月頃に悪化したものと判断する。

なお、請求人らは、本件公開審理において、被災者の症状は入社前には良くなっていた旨主張しているが、同主張は医学的根拠に基づくものではなく、採用することはできない。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、「パワーハラスメントやいじめが原因で本件疾病の症状が増悪し、

自死に至ったことは明らかである。」「全く仕事を与えられず、何度も話合いをしたにもかかわらず、改善されなかった。」「被災者は仕事を与えられず、毎日ストレスを感じていたことは明らかである。」旨述べている。

(4) 当審査会において、被災者の業務による心理的負荷となる出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件疾病発病前6か月間の出来事については、被災者が会社に採用される以前のことであり、検討対象とはならない。

イ 本件疾病悪化前6か月間の出来事について検討する場合には、認定基準によると、別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」(以下「特別な出来事」という。)による心理的負荷がその原因と認められる場合に限り、業務上と認められるとされているところ、本件については、一件記録をみるも、生死にかかわる等の業務上の病気やケガをしたなど心理的負荷が極度のものや1か月に160時間を超えるような時間外労働を行うなどの極度の長時間労働に従事したことなどのような出来事は確認できないことから、特別な出来事に該当する出来事は認められない。

ウ 請求人らは、①被災者が、平成〇年〇月に採用になってから、椅子に座って待機していることがほとんどで、仕事を全く与えられなかったこと、②被災者が、同月の採用時から事務室に1人で取り残されており、平成〇年〇月に座席変更を行ったものの、放置される状況は変わらなかったこと、③被災者の同僚らが、被災者が仕事もなく1人で待機している状況を認識しながら、見て見ぬふりをしていたこと、④被災者が、同月〇日、上司に対し、仕事が少なすぎて辛いので仕事を与えるよう申入れをしたが、上司は、被災者を雇用したのは障害者の雇用率を達成するためであると述べたことから、強いショックを受けたことなどを挙げて、これらの出来事は、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」、「上司とのトラブルがあった」、「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益扱いを受けた」にそれぞれ該当し、その心理的負荷の総合評価は、いずれも「強」と主張している。

しかしながら、上記イでみたように、精神障害の悪化が業務上の事由によるものとされるためには、単に強い心理的負荷となる業務による出来事では

足りず、特別な出来事が必要とされるところ、請求人らの主張する出来事は、その内容からみて、到底特別な出来事に該当するということとはできない。

エ もっとも、本件は、既に精神障害を有していた被災者が障害者雇用の枠内において雇用されていたところ、当該既往症である精神障害が悪化し、自殺に至ったという事情であることから、当審査会としては、このような特殊な事情や経過等も含めて、請求人らの主張する各出来事による心理的負荷について慎重に検討した。しかしながら、請求人らが主張する各出来事の存否及び心理的負荷の全体評価は、決定書理由第2の2（2）ウ（ア）において説示するとおり「中」と判断することが相当であり、会社における業務が相対的に有力な要因となって精神障害を悪化させたとは判断できないものである。

なお、請求人らは、心理的負荷となる具体的な出来事に該当するか否かについて、会社の故意や過失ないし重過失など、会社に責任がある旨を主張するが、労災保険制度は、会社に配慮義務等の責任があったか否かにかかわらず、傷病の発症や死亡が業務に起因したものと認められるか否かの観点において判断するものであるから、当該主張は失当であり、これを採用することはできない。

(5) 以上からすると、本件疾病発病前6か月間において、業務による心理的負荷となる出来事は認められず、また、本件疾病悪化前6か月間においても、特別な出来事は認められないから、本件疾病の発病及びその悪化は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものと認めることはできない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。